

「ぐんまグローバルファーマー育成塾」運営業務委託仕様書

1 本業務の目的

輸出に関する知識のみでなく、食の安全、環境負荷低減、社会的責任などのグローバルスタンダードを身につけ、世界を相手に戦える農業経営者等を育成する。

2 業務の名称

「ぐんまグローバルファーマー育成塾」運営業務

3 委託期間

契約締結日～令和7年1月31日（金）

4 委託業務の内容

(1) 受講対象者及び定員

農畜産物等の輸出に興味がある群馬県内農業者 15者程度

※受講者の募集及び決定は、群馬県農畜産物等輸出推進機構（以下「機構」という。）で行う。

(2) 開催時期

月1回程度の全5回以上の開催とし、契約締結日から令和6年12月の間で設定する。希望者は、“日本の食品”輸出EXPO（11月27～29日）に出展する。

(3) 開催方法及び開催場所

集合形式での実施とし、前橋市内の会場を予定。

※会場は、機構で確保する。

(4) 塾のカリキュラムの作成（企画提案事項）

世界を相手に戦える農業経営者等を育成するため、マーケティングや輸出向け生産について、実践的知識・技術を習得できるカリキュラムを作成し、機構と協議の上、実施する。

カリキュラムは、以下の例を参考に（必須ではない）、受講生が段階的に知識や技術を身につけ、理解できる内容とすること。

（カリキュラム例）

- ア 輸出及び海外マーケティングの基礎知識
- イ 農業経営におけるグローバルスタンダード
- ウ 輸入規制に対応した生産
- エ 先進事例の研究、先進地視察
- オ 強み・弱みの分析と商談に向けた準備・技術習得
- カ 輸出事業計画の作成演習
- キ 模擬商談及びその振り返り

(5) 講師の選定（企画提案事項）

塾の運営を適切に実施するため、経歴、資格、実務経験、塾の内容について十分な専門知識を有している等、適任者を選定すること。

(6) 実施方法（企画提案事項）

講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、受講生が主体的に知識や技術を習得できるよう工夫すること。

(7) 受講生に対する支援（企画提案事項）

カリキュラム内の課題等、全受講生がカリキュラムから遅れることなく、最後まで受講できるよう支援を行うこと。

カリキュラム修了後も、契約期間終了までは、受講生の相談対応等を行うこと。

“日本の食品”輸出 EXPO に出展する受講生の支援を行うこと。（事前及び当日）

(8) 受講生に対するアンケートの実施

受講生から研修の内容等に関する意見を聴取するため、アンケートの作成及び調査を実施し、機構に報告すること。

5 実績報告

委託期間満了から 14 日以内に実績報告書を提出すること。

また、事業実施内容及び委託業務に関する効果等が分かる成果物を納品すること。

6 留意事項

(1) 著作権等の権利及び成果の帰属

本業務で開発した成果物の著作権及び使用権は、受託者に留保されるもの（受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、機構に帰属するものとする。成果物は、機構及び群馬県に提供し、機構及び群馬県が県ホームページなどで広く公開できるものとする。

また、受託者は、本業務で機構に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員が、これらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようにすること。

(2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。本業務に関し、受託者が機構から受領した資料等は、機構の承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本業務で個人情報を集める場合には必ず、個人情報の取扱いに関する文章を示すこと。

(4) その他

ア 機構と十分協議を行いながら事業を進めること。

イ 委託期間中に進捗状況の報告を求めることがある。

- ウ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議する。
- エ 事業の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。
- オ 本事業に要した経費等の帳簿等を備え、事業終了後5年間保管すること。